

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

(目的)			
<p>第1条 この条例は、青少年の健全な育成について、基本理念を定め、並びに県、保護者、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。</p>			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	条例の立法目的を明らかにするとともに、条例の規定を解釈する上での指針を示すために設けられる規定であり、目的を変更しなければならない大幅な社会状況の変化は見られず、現在も必要な条文である。
	有効性	○	JKビジネスや自画撮り被害に対応し条例改正を重ねてくるなど青少年を取り巻く社会環境の整備を促進し、条例違反検挙人数も減少傾向であり、効果を上げている。
	効率性	○	条例の目的として、最低限必要な内容としており、効率的な規定である。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
(基本理念)			
<p>第2条 すべての県民は、次に掲げる事項を基本理念とし、青少年の健全な育成に取り組むものとする。</p> <p>(1) 青少年は、健全に成長し、自立した社会の一員となる存在であること。</p> <p>(2) 県民は、青少年への影響を意識して行動すること。</p> <p>(3) 社会全体の協力により、青少年を守り、支え及び育てる必要があること。</p>			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	目的と相まって、条例運用の標準となる取組のあり方や基本的配慮事項などを規定しており、理念を変更しなければならない大幅な社会状況の変化は見られず、現在も必要な条文である。
	有効性	○	目的と相まって条例運営に効果を上げている。
	効率性	○	条例の目的を達成するために、最低限必要な内容としており、効率的な規定である。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
(県の責務)			
<p>第3条 県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 県は、前項の施策について、国、市町村その他関係機関及び関係団体と連携し、及び協力して実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 県は、広報活動の充実その他の必要な施策を通じて、青少年の健全な育成に関し、保護者等が相談しやすい環境を醸成し、及び県民の理解を深めるとともに、県民が自主的に行う青少年の健全な育成に関する活動の支援に努めなければならない。</p>			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	青少年の健全な育成に重要な役割を果たす各主体について、その責務を明文化し、連携・協力を強化しようとする規定であり、各主体の責務を変更しなければならない法令改正や大幅な社会状況の変化は見られず、現在も必要な条文である。
	有効性	○	実施主体の役割分担を見直す必要がある社会状況の変化はなく、現在も有効な条文である。
	効率性	○	県の青少年施策の基本指針として「かながわ青少年育成・支援指針」を策定し、関係機関等と連携した取組を実施しており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
(保護者の責務)			
<p>第4条 保護者は、青少年の健全な育成についての第一義的責任を有するという自覚の下に、青少年の規範意識を養うとともに、青少年が基本的な生活習慣を身に付けることができるよう努めなければならない。</p>			

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	前条と相まって青少年の健全育成に重要な役割を果たす各主体について、その責務を明文化し、連携・協力を強化しようとする規定であり、各主体の責務を変更しなければならない法令改正や大幅な社会状況の変化は見られず、現在も必要な条文である。
	有効性	○	実施主体の役割分担を見直す必要がある社会状況の変化はなく、現在も有効な条文である。
	効率性	○	条例の規制等に必要な最低限の規定としており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(県民の責務)</b>			
<p>第5条 県民は、青少年の健全な育成についての理解を深めるとともに、相互に協力して地域の青少年の健全な育成に努めなければならない。</p> <p>2 県民は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>			
評価	必要性	○	前2条と相まって青少年の健全育成に重要な役割を果たす各主体について、その責務を明文化し、連携・協力を強化しようとする規定であり、各主体の責務を変更しなければならない法令改正や大幅な社会状況の変化は見られず、現在も必要な条文である。
	有効性	○	実施主体の役割分担を見直す必要がある社会状況の変化はなく、現在も有効な条文である。
	効率性	○	一般的な個人・法人に大きな責務を課すことは適当ではないが、青少年を取り巻く関係者の基本単位であることから、最低限必要な内容としており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(事業者の責務)</b>			
<p>第6条 事業者は、青少年の健全な育成についての理解を深め、事業活動を行うに際しては、青少年を取り巻く社会環境の整備及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に自主的かつ積極的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、県が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>			
評価	必要性	○	前3条と相まって青少年の健全育成に重要な役割を果たす各主体について、その責務を明文化し、連携・協力を強化しようとする規定であり、各主体の責務を変更しなければならない法令改正や大幅な社会状況の変化は見られず、現在も必要な条文である。
	有効性	○	実施主体の役割分担を見直す必要がある社会状況の変化はなく、現在も有効な条文である。
	効率性	○	条例の規制等に必要な最低限の内容としており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(定義)</b>			
<p>第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護する者をいう。</p> <p>(3) 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及びビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロムその他の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5) がん具類 がん具、刃物(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第2項に規定する刀剣類を除く。)その他の物品及び器具類をいう。</p>			

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

(6) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。

(7) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(8) 利用カード 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう

(9) 有害役務提供営業 店舗型有害役務提供営業及び無店舗型有害役務提供営業をいう。

(10) 店舗型有害役務提供営業 店舗を設けて役務を提供する営業であつて、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの(風営法第2条第1項、第6項及び第11項に規定する営業を除く。)をいう。

ア 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の規則で定める姿により専ら異性の客に接する営業であつて、客の性的感情を刺激するおそれがあるもの

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの(アに該当するものを除く。)

ウ 個室又はこれに類する設備として規則で定めるもの(以下「個室等」という。)を設け、専ら客に異性の人の姿態を見せる役務を提供する営業(アに該当するものを除く。)

エ 客に飲食させる営業で、客に接する業務に従事する者が専ら異性の客に接するものであつて規則で定めるもの(アに該当するものを除く。)

オ 個室等を設け、専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業で規則で定めるもの(ア及びイに該当するものを除く。)

(11) 無店舗型有害役務提供営業 人を派遣して役務を提供する営業であつて、青少年が客に接する業務に従事し、又は客となることにより、当該青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、次に掲げるもの(風営法第2条第7項に規定する営業を除く。)をいう。

ア 業務に従事する者が水着を着用した姿その他の規則で定める姿により専ら異性の客に接する営業であつて、客の性的感情を刺激するおそれがあるもの

イ 専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務を提供する営業で規則で定めるもの(アに該当するものを除く。)

ウ 個室等において専ら客に異性の人の姿態を見せる役務を提供する営業(アに該当するものを除く。)

エ 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業(ア及びイに該当するものを除く。)

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	条例の成立や適用に必要な条文である。
	有効性	○(一部×)	解釈上の疑義を少なくするため、条例において用いる特定の意義、用法が明らかになっており、有効な条文であるが、法令改正や社会状況の変化を踏まえ一部内容を改正する必要がある。
	効率性	○	条例中に複数回用いられる用語が定義で整理されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	-	-
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを拡張して解釈するようなことがあつてはならない。

2 この条例による規制及び規制のための調査は、第1条に規定する目的を達成するためにのみ行うべきであつて、いやしくも、これを濫用し、日本国憲法の保障する国民の基本的な人権を不当に侵害するようなことがあつてはならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	表現の自由や営業の自由に関わる規定があることから、これらの自由を不当に侵害しないよう、条例の目的(青少年の健全な育成を図る)を達成するためにのみ適用するという基本的な考え方を特に明らかにしており、必要な条文である。
	有効性	○	条例の施行に関して公正を期する必要がある事項は審議会の意見を聞くなど、条例の規制にあたって有効に機能するとともに、調査についても慎重に運用されており、有効に機能している。
	効率性	○	県職員による立入調査、警察官による立入調査及び捜査等において、規定内容を理解した上で、十分な体制のもとで取り組んでいる。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

基本方針適合性	-	-	
適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。	
<b>(有害興行の指定及び観覧の禁止)</b>			
<p>第9条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を有害興行として指定することができる。</p> <p>(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの</p> <p>(2) 青少年の粗暴性又は残虐性を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの</p> <p>(3) 青少年の犯罪又は自殺を甚だしく誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの</p> <p>2 前項の指定は、告示によつて行う。</p> <p>3 知事は、第1項の指定をしたときは、当該興行を主催する者又は興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第2項に規定する興行場営業を営む者(以下「興行者」という。)にその旨を速やかに通知しなければならない。</p> <p>4 興行者は、青少年に有害興行を観覧させてはならない。</p> <p>5 興行者は、有害興行を行う施設の入口に、青少年の有害興行の観覧を禁止する旨を表示しなければならない。</p>			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行を有害興行として指定し、青少年に観覧させないための規定であり、県内に成人映画館も存在していることから、現在も必要な条文である。
	有効性	○	有害興行を行う興行者は、施設の入口に青少年観覧禁止表示を掲げ、入場者の年齢確認を徹底するなど、青少年の観覧を禁止しており、有効に機能している。
	効率性	○	条例遵守が徹底されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(有害図書類の指定及び販売等の禁止)</b>			
<p>第10条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する図書類は、有害図書類とする。</p> <p>(1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為(以下「卑わいな姿態等」という。)を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ(表紙を含む。以下同じ。)の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数の5分の1以上であるもの</p> <p>(2) 電磁的記録に係る記録媒体であつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間の合計が3分を超えるもの又は当該描写が20場面以上であるもの</p> <p>3 第1項の指定は、告示によつて行う。</p> <p>4 何人も、青少年に対し、有害図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せてはならない。</p>			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_図書類は青少年に及ぼす影響が大きいことから、健全な育成を阻害するおそれのある図書を青少年が入手できない等の規制を行うための規定であり、現在も必要な条文である。</li> <li>・2項_多種多量の図書類が販売されている現状で、個別指定だけでは十分な防止効果を期待できないことから、現在も必要な条文である。</li> <li>・2項1号2号_表現の自由に関わる規制であり、規制の基準を明確にするため必要な条文である。</li> <li>・3項_個別指定された図書類を広く県民に周知するための規定であり、必要な条文である。</li> <li>・4項_図書類は青少年に及ぼす影響が大きいことから、健全な育成を阻害するおそれのある図書を青少年が入手できない等の規制を行うための規定であり、現在も必要な条文である。</li> </ul>

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

評価	有効性	○(一部×)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_指定された図書類は、書店では販売自粛されるなど、青少年が入手できなくなっており、有効に機能している。</li> <li>・2項_多種多量な図書類が販売されている現状で、個別指定だけでは十分な防止効果を期待できないことから、現在も必要な条文であるが、LGBTの概念の浸透など社会変化を踏まえ運用していく必要がある。</li> <li>・2項1号2号_多種多量な図書類のうち一定の基準にあるものを自動的に有害図書類とすることが可能であり、青少年を保護するために有効な条文である。</li> <li>・3項_告示により青少年への販売等の対応が図られるため有効な条文である。</li> <li>・4項_有害な影響を及ぼすおそれのある図書類から青少年を保護するために有効な条文である。</li> </ul>
	効率性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_条例遵守が徹底されており、効率的に機能している。</li> <li>・2項_明確な基準を設け、必要最低限の規制として効率的に機能している。</li> <li>・2項1号2号_表現の自由に配慮し、わずかな有害情報では規制対象とせず、性的趣味に訴える内容が多いもののみ、必要最低限の規制として効率的に機能している。</li> <li>・3項_告示は、神奈川県公報に登載して行っており、過大なコストはかかっておらず効率的に機能している。</li> <li>・4項_青少年に有害図書類を入手させないための最低限の規制として効率的に機能している。</li> </ul>
	基本方針適合性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項、2項、4項_(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備</li> </ul>
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害図書類の陳列場所の制限)

第11条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、屋内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

2 知事は、有害図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、有害図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、当該命令を受けた者の氏名、当該命令の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_有害図書類を容易に青少年の目に触れたりさせないための規定であり、必要な条文である。</li> <li>・2項～4項_有害図書類の区分陳列の実効性を確保するための規定であり、必要な条文である。</li> </ul>
	有効性	○	書店(本・雑誌)40.8%、書店以外(本・雑誌)81.0%、(映像ソフト)86.1%の割合で区分陳列されており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的である。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害図書類等の陳列に係る努力義務)

第12条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、有害図書類その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類を陳列するときは、当該図書類の表紙がその者の店舗の外部から見えない場所に置くように努めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	有害のおそれのある図書類を容易に青少年の目に触れたりさせないための規定であり、必要な条文である。
	有効性	○	店舗に対する指導の根拠として有効に機能している。
	効率性	○	青少年の健全育成のための社会環境の整備の目的実現のために、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(団体表示図書類の販売等に係る努力義務等)</b>			
<p>第13条 知事は、図書類の制作又は販売を行う者の組織する団体であつて、青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適当な図書類の判定のための審査を行い、その結果に基づく表示を定めているもののうち、規則で定める基準に該当するものを指定することができる。</p> <p>2 前項の指定は、次に掲げる事項を告示することによつて行ふ。この場合において、知事は、当該指定した団体(以下「指定団体」という。)に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>(1) 指定団体の名称及び主たる事務所の所在地 (2) 指定団体が青少年に読ませ、聴かせ、又は見せることが不適当であると認めた図書類(有害図書類を除く。以下「団体表示図書類」という。)であることを示す表示</p> <p>3 何人も、青少年に対し、団体表示図書類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は読ませ、聴かせ、若しくは見せないように努めなければならない。</p> <p>4 知事は、図書類の販売又は貸付けを営む者が前項に規定する行為を行つていないと認めるときは、当該図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、当該行為の停止その他必要な措置を勧告することができる。</p> <p>5 知事は、指定団体が第1項に規定する基準に該当しないと認めるときは、同項の規定による指定を解除し、その旨を告示しなければならない。この場合において、知事は、当該指定を解除した団体に対し、その旨を通知するものとする。</p>			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項、2項_大量に流通する家庭用ゲームソフトについて、個別指定だけでは適切な対応を図ることは困難であるため、現在でも必要な条文である。</li> <li>・3項_家庭用ゲームは青少年に及ぼす影響が大きく、大量のソフトが流通しており、現在も必要な条文である。</li> <li>・4項_条例の実効性を確保するため、必要な条文である。</li> <li>・5項_指定団体の手続に関する規定であり、必要な条文である。</li> </ul>
	有効性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項、2項_家庭用ゲーム機のゲームソフトは、幅広く当該指定団体の審査を受けており有効に機能している。</li> <li>・3項_有害な影響を及ぼすおそれのあるゲームソフトから青少年を保護するために有効な条文である。</li> <li>・4項_勧告に至る悪質な例はなく、有効に機能している。</li> <li>・5項_指定解除とならないように、指定団体が適正に事務を行っており、有効に機能している。</li> </ul>
	効率性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項、2項_指定団体に助成等は行っておらず、効率的に機能している。</li> <li>・3項_青少年に有害な影響を及ぼすおそれのあるゲームソフトを入手させないための最低限の規制として効率的に機能している。</li> <li>・4項_青少年に有害な影響を及ぼすおそれのあるゲームソフトを入手させないための最低限の規制として効率的に機能している。</li> <li>・5項_指定団体の手続に関する最低限の規定であり、効率的に機能している。</li> </ul>
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(団体表示図書類の陳列場所に係る努力義務等)</b>			
<p>第14条 図書類の販売又は貸付けを営む者は、団体表示図書類を陳列するときは、第11条第1項に規定するところにより、又は規則で定めるところにより陳列するよう努めなければならない。</p> <p>2 知事は、団体表示図書類について前項の規定による陳列がされていないと認めるときは、図書類の販売又は貸付けを営む者に対し、団体表示図書類の陳列の方法又は場所の変更その他必要な措置を勧告することができる。</p>			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_健全な育成を阻害するおそれのあるゲームを青少年に入手させない等の規制を行うための規定であり、現在も必要な条文である。</li> <li>・2項_条例の実効性を確保するため、必要な条文である。</li> </ul>
	有効性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_81.3%という高い割合で区分陳列が行われ、条例が遵守されており、有効に機能している。</li> <li>・2項_勧告に至る悪質な例はなく、有効に機能している。</li> </ul>
	効率性	○	青少年に有害な影響を及ぼすおそれのあるゲームソフトを入手させないための最低限の規制として効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(有害がん具類の指定及び販売等の禁止)</b>		
<p>第15条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。</p>		
<p>(1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの  (2) 人の生命又は身体に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの</p>		
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するがん具類は、有害がん具類とする。</p>		
<p>(1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの</p>		
<p>(2) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着</p>		
<p>3 第1項の指定は、告示によつて行う。</p>		
<p>4 何人も、青少年に対し、有害がん具類を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は見せ、若しくは触らせてはならない。</p>		
評価	項目	内容
	必要性	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_有害がん具類は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるが、他の法律等では規制されておらず、一般的に流通していることから、現在も必要な条文である。</li> <li>・2項_有害がん具類のうち、大人のおもちゃ、ブルセラ商品等については、多種多様なものが販売されており、個別指定だけでは十分な効果が期待できないことから、一定の基準にある性的がん具類を包括的に指定するものであり、現在も必要な条文である。</li> <li>・3項_個別指定された有害がん具を広く県民に周知するための規定であり、必要な条文である。</li> <li>・4項_非行に用いられ、青少年の健全な性観念を阻害するおそれがある、法規制のないがん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火))、器具類が販売されている実情から、現在でも必要な条文である。</li> </ul>
	有効性	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_5年間で新たな指定はないが、問題が生じたときは、速やかに対応できるため有効な条文である一方で、指定に当たってはいかにか本来の用途(スポーツで利用等)に影響させないかが課題であることから、指定の際の技術的問題や用途の説明、条項の趣旨を踏まえ、指定は慎重にする必要がある。</li> <li>・2項_多種多様な有害がん具類のうち一定の基準にあるものを自動的に有害がん具類とすることが可能であり、青少年を保護するために有効な条文である。</li> <li>・3項_告示により青少年への販売等の対応が図られるため、有効な条文である。</li> <li>・4項_有害な影響を及ぼすおそれのあるがん具類等から青少年を保護するために有効な条文である。</li> </ul>
	効率性	<p>○</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_指定にあたっては児童福祉審議会社会環境部会への諮問・答申を行い、最低限必要なものを指定することとしており、効率的に機能している。</li> <li>・2項_明確な基準を設け、必要最低限の規制として効率的に機能している。</li> <li>・3項_告示は、神奈川県公報に登載して行っており、過大なコストはかかっておらず、効率的に機能している。</li> <li>・4項_青少年に有害な影響を及ぼすおそれのあるがん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火))類を入手させないための最低限の規制として効率的に機能している。</li> </ul>
	基本方針適合性	<p>○</p> <p>1項、2項、4項(かながわブランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全な育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備</p>
適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(自動販売機等の設置の届出等)</b>		
<p>第16条 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者は、販売又は貸付けを開始する日の10日前までに、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p>		
<p>(1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>		
<p>(2) 自動販売機等の設置場所</p>		
<p>(3) 自動販売機等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)の氏名、住所及び電話番号</p>		
<p>(4) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日</p>		
<p>(5) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類</p>		
<p>(6) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号</p>		

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

(7) その他規則で定める事項

2 前項第3号の自動販売機等管理者は、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときに、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を除去できる者でなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から20日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、第1項の規定による届出があつたときは、当該届出をした者に対し、自動販売機等届出済番号票を交付するものとする。

5 前項の自動販売機等届出済番号票の交付を受けた者は、当該自動販売機等届出済番号票を当該届出に係る自動販売機等の見やすい箇所にはり付けるとともに、規則で定めるところにより、自己の氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号(次項において「氏名等」という。)を当該自動販売機等の見やすい箇所に表示しなければならない。

6 第3項の規定による変更の届出(氏名等の変更の届出に限る。)をした者は、前項の規定により表示した事項を変更しなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_自動販売機は、店頭における対面販売とは異なり、収納されている図書類又はがん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火))類を誰もが自由に買うことができることから、設置状況を把握し、行政指導等を行うために、必要な条文である。</li> <li>・2項_図書類等が個別指定された場合、速やかに収納物を除去するために必要な条文である。</li> <li>・3項_届け出た自動販売機等に関して変更が生じたとき又は使用を廃止したときの届け出義務を規定しており必要な条文である。</li> <li>・4～6項_届出のあつた自動販売機を速やかに特定し、指導監督しやすくするために必要な条文である。</li> </ul>
	有効性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_新たな自動販売機の設置は確認されておらず、有効に機能している。</li> <li>・2項_図書類等が個別指定された場合、有効に機能する条文である。</li> <li>・3項_変更等があつた場合は有効に機能する条文である。なお、県内には図書類・がん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火))類を収納する自動販売機は設置されていない。</li> <li>・4～6項_新たな届出はないが、届出等がされた場合、有効に機能する条文である。</li> </ul>
	効率性	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1項_青少年に有害な図書類等を販売するおそれのある自動販売機の設置場所を確認するための最低限の規制として効率的に機能している。</li> <li>・2項_図書類等の個別指定が行われた際に、速やかに除去するための最低限の規制として効率的である。</li> <li>・3～6項_正確な設置状況を把握するため、最低限の規制として効率的に機能している。</li> </ul>
	基本方針適合性	○	(かながわブランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害図書類及び有害がん具類の自動販売機等への収納禁止等)

第17条 自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者(以下「自動販売業者」という。)は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売業者又は自動販売機等管理者は、当該自動販売業者の設置する自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなつたときは、直ちに当該有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等から除去しなければならない。

3 知事は、自動販売業者が第1項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を収納したと認めるときは、当該自動販売業者に対し、当該有害図書類又は有害がん具類の除去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令を受けた自動販売業者が当該命令に従わないとき、当該自動販売業者が当該命令を受けた日の翌日から起算して6月以内に再び当該自動販売機等に有害図書類若しくは有害がん具類を収納したと認めるとき、又は第2項の規定に違反して自動販売業者若しくは自動販売機等管理者が有害図書類若しくは有害がん具類に該当することとなつた日の翌日から起算して5日以内に自動販売機等から当該有害図書類若しくは有害がん具類を除去しなかつたときは、当該自動販売業者に対し、当該自動販売機等の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	現在、県内には図書類・がん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火))類を収納する自動販売機は設置されていないが、有害図書類等を青少年が購入等することを防止するために引き続き必要な条文である。
	有効性	○	現在、県内には図書類・がん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火))類を収納する自動販売機は設置されていないが、設置がある場合には、有害図書類等を青少年が購入等することを防止するため、有効に機能する条文である。
	効率性	○	青少年に有害な影響を及ぼすおそれのある図書類等を入手させないための最低限の規制として効率的に機能する条文である。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(自動販売機等の設置場所に係る努力義務)</b>			
<p>第18条 自動販売業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域においては、青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、又は青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類又はがん具類を収納する自動販売機等を設置しないように努めなければならない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校  (2) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館  (3) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設  (4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園  (5) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第20条に規定する公民館  (6) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、その周辺における青少年の健全な育成を阻害するおそれがある行為を防止する必要があるものとして規則で定める施設</p>			
	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年の目に触れやすい場所から、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書類等を排除するための規定であり、現在でも必要な条文である。
	有効性	○	現在、県内には図書類・がん具(がん具用銃砲、弓矢、吹矢、手錠、がん具煙火(花火))類を収納する自動販売機は設置されていないが、設置がある場合には、青少年が購入等することを防止するため有効に機能する条文である。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(自動販売機等に関する適用除外)</b>			
<p>第19条 前3条の規定は、風営法第2条第1項に規定する風俗営業(同項第5号の営業を除く。)、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所(以下「青少年立入禁止場所」という。)に設置される自動販売機等については、適用しない。</p>			
	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年の立入禁止場所については、青少年の健全な育成に影響を及ぼすことがないことから適用除外するという、過剰な規制とならないようにするため必要な規定である。
	有効性	○	規制範囲を明確に規定しており、有効に機能している。
	効率性	○	過剰な規制を行わないための規定であり、効率的である。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
<b>(有害広告物の制限)</b>			
<p>第20条 知事は、広告物の内容が第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その広告主又は管理者に対して、当該広告物の内容の変更、当該広告物の撤去その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

2 前項の規定は、青少年立入禁止場所において外部から見えない場所に掲出され、又は表示されている広告物については、適用しない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	直近5年間で撤去その他命令の実績はないが、公衆に表示された広告物で青少年の健全な育成が阻害されないよう、現在でも必要な条文である。
	有効性	○	直近5年間で撤去その他命令の実績はないが、新たに有害広告物が登場した場合、有効に機能する条文である。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害広告文書の制限)

第21条 図書類又はがん具類に係る広告で、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載する文書は、青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるものとして、これを有害広告文書とする。

2 何人も、有害広告文書を戸別に頒布してはならない。ただし、規則で定める方法による場合又は規則で定める場所については、この限りでない。

3 知事は、戸別に頒布された有害広告文書があると認めるとき(前項ただし書に該当する場合を除く。)は、当該有害広告文書の広告主若しくはその代理人、使用人その他の従業者又はこれらの者からの委託を受けて頒布した者に対し、有害広告文書の戸別の頒布を中止することその他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	直近5年間で措置命令の実績はないが、有害広告文書で青少年の健全な育成が阻害されないよう、現在でも必要な条文である。
	有効性	○	直近5年間で措置命令の実績はないが、新たに有害広告文書が登場した場合、有効に機能する条文である。
	効率性	○	必要最低限の規制で有害環境の拡散防止を図ることができる効率的な規定である。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(利用カードの販売等の禁止)

第22条 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、交換し、贈与し、又は貸し付けてはならない。

2 利用カードの販売を営む者は、青少年立入禁止場所を除き、自動販売機に利用カードを収納してはならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	県内の89箇所販売されており、現在でも必要な条文である。
	有効性	○	立入調査において、直近5年間指導実績もなく、条例遵守されており、有効な規定である。
	効率性	○	ツーショットダイヤルなどの無店舗型電話異性紹介営業を青少年に利用させることは風営法で禁じられており、青少年への利用カードの販売等を禁止し、法規制の実効性を高めるための最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(利用カード販売の届出)

第23条 利用カードの販売を営もうとする者は、販売を開始する日の10日前までに、販売をする場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

(1) 氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び電話番号並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 利用カードの販売をする場所の名称、所在地及び電話番号

(3) 販売を開始しようとする年月日

(4) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたとき又は当該届出に係る利用カードの販売をする場所を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止をした日から20日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	県内の89箇所販売されており、現在でも必要な条文である。
	有効性	○	立入調査において、直近5年間指導実績もなく、条例遵守されており、有効な規定である。
	効率性	○	ツーショットダイヤルなどの無店舗型電話異性紹介営業を青少年に利用させることは風営法で禁じられており、青少年への利用カードの販売等を禁止し、法規制の実効性を高めるための最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(深夜外出の制限)

第24条 保護者は、特別の事情がある場合のほかは、深夜(午後11時から午前4時までの間をいう。以下同じ。)に青少年を外出させてはならない。

2 何人も、正当な理由なく保護者の囑託又は承諾を得ないで、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び善導に努めなければならない。ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	深夜はいかひ補導人数は減少傾向にあるが、深夜外出に伴う望ましくない誘惑や危害から青少年を守るため、現在も必要な条文である。
	有効性	○	深夜はいかひの補導状況は着実に減少しており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(保護者同伴による深夜外出の制限)

第25条 保護者は、日常生活上必要である場合、青少年の健全な育成に資すると認められる場合その他の特別の事情がある場合のほかは、深夜に青少年を同伴して外出しないように努めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	保護者同伴の深夜外出は、様々な危険からは保護されていると想定されるが、青少年の生活習慣への悪影響や、単独での深夜外出を助長するおそれがあることから、現在も必要な条文である。
	有効性	○	条例に加え、関係業界にポスターを配布し注意喚起したり小中学生の保護者に向けてチラシを配布しており、有効に機能している。
	効率性	○	「日常生活上必要である場合」、「青少年の健全な育成に資すると認められる場合」、「その他の特別な事情がある場合」は除外され、最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(深夜営業を行う施設への立入りの制限等)

第26条 次に掲げる施設(次条第1項の規定により指定されたものを除く。)を経営する者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜においては、当該営業の施設に青少年を立ち入らせてはならない。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧させ、若しくは観覧させ、又は客にインターネットの利用により情報を閲覧させる施設(図書館法第2条第1項に規定する図書館を除く。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、深夜に営業を行う施設で、その営業の内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものとして規則で定める施設

2 前項各号に掲げる施設を営む者は、深夜に当該施設において営業を営む場合は、当該施設の入り口に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

3 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該営業に係る施設(第1項各号に掲げるものを除く。)内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	カラオケボックス、インターネットカフェは、法令上規制もない上、密室性、滞留性を有する営業形態であることから、現在も必要な条文である。
	有効性	○	18歳未満深夜立入禁止表示は高い割合で遵守され、深夜同行外出違反も検挙件数はわずかであり、有効に機能している。
	効率性	○	特に青少年の深夜外出を誘発助長している営業形態のみの最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(個室等営業施設に係る制限等)

第27条 知事は、個室等を設けて営む営業の内容が次の各号のいずれかに該当する場合であつて、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、当該営業に係る施設の全部又は一部を青少年に有害な施設として指定することができる。

(1) 専ら異性を同伴する客に飲食させる営業(風営法第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業を除く。)

(2) 専ら異性の客と会話をし、又は専ら異性の客に遊興させる役務を提供する営業(風営法第2条第1項及び第11項に規定する営業並びに店舗型有害役務提供営業に該当するものを除く。)

(3) 前条第1項第1号及び第2号に規定する営業(個室等でその内部が当該個室等の外部から容易に見通すことができないものを設けて営むものに限る。)

2 前項の指定は、告示によつて行う。

3 知事は、第1項の指定をしたときは、当該施設を営む者(以下「指定個室営業者」という。)にその旨を速やかに通知しなければならない。

4 指定個室営業者は、第1項の指定を受けた施設に青少年を客として立ち入らせ、又は当該施設において青少年を客に接する業務に従事させてはならない。

5 指定個室営業者は、規則で定めるところにより、第1項の指定を受けた施設に、青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければならない。

6 第1項の規定による指定の理由が消滅したときは、知事は、当該指定個室営業者の申請によつて、指定の全部又は一部を解除し、その旨を告示しなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	風営法の規制を免れる新種の営業(JKビジネス等)が出現し、青少年が性的な被害に遭う事件が発生したことから設けられた規定であり、現在も必要な条文である。
	有効性	○	直近5年間で有害な施設として指定した事例はなく、有効に機能している。
	効率性	○	特に青少年の健全育成を阻害する可能性の高い営業形態のみの最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害役務提供営業を営む者の禁止行為)

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

第27条の2 店舗型有害役務提供営業を営む者は、その営業に関し、青少年を客に接する業務に従事させ、又は青少年を店舗に客として立ち入らせてはならない。

2 無店舗型有害役務提供営業を営む者は、その営業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年を客に接する業務に従事させること。
- (2) 営業所を設けて営む場合にあっては、青少年を営業所に客として立ち入らせること。
- (3) 青少年を客とすること。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	風営法の規制を免れる新種の営業(JKビジネス等)について、個室性のない営業や店舗を持たない営業に対しても青少年の健全育成が阻害されないよう、現在も必要な条文である。
	有効性	○	いわゆるJKビジネスについては、この規定により業者に指導を行っているため、現在、個室等を設けた営業施設で青少年を雇用し又は客として立ち入らせているものは、実態として把握されておらず、有効に機能している。
	効率性	○	特に青少年の健全育成を阻害する可能性の高い営業形態のみの最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害役務提供営業に係る勧誘行為の禁止)

第27条の3 何人も、青少年に対し、有害役務提供営業に関し、客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘してはならない。

2 何人も、有害役務提供営業に関し、客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘する行為を青少年にさせてはならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	有害役務提供営業との接点を断ち、前条の規定の実効性を高めるために、必要な条文である。
	有効性	○	いわゆるJKビジネスについては、この規定により業者に指導を行っているため、現在、個室等を設けた営業施設で青少年を雇用し又は客として立ち入らせているものは、実態として把握されておらず、有効に機能している。
	効率性	○	特に青少年の健全育成を阻害する可能性の高い営業形態のみの最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害役務提供営業に係る青少年の立入禁止表示等)

第27条の4 有害役務提供営業を営む者(以下「有害役務提供営業者」という。)は、その営業に係る広告又は宣伝をするときは、青少年が客となつてはならない旨を明らかにしなければならない。

2 有害役務提供営業者(営業所を設けずに無店舗型有害役務提供営業を営む者を除く。)は、規則で定めるところにより、営業所に、青少年が客として立ち入つてはならない旨を表示しなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	有害役務提供営業において、青少年が客となること(立ち入ること)を禁止している旨を広く知らしめることにより、第27条の2の規定の実効性も高まることから、必要な条文である。
	有効性	○	第27条の2の規定の実効性が確保されており、有効に機能している。
	効率性	○	特に青少年の健全育成を阻害する可能性の高い営業形態のみの最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害役務提供営業に係る従業者名簿)

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

第27条の5 有害役務提供営業者は、当該営業に従事する者の氏名、生年月日その他規則で定める事項を記載した名簿(以下「従業者名簿」という。)を調製し、当該営業に従事する者の所属する営業所(営業所がない場合にあつては当該営業を営む者の住居)に備え置かなければならない。ただし、労働基準法(昭和22年法律第49号)第107条に規定する労働者名簿(労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第53条第1項第3号に掲げる事項が記載されたものに限る。)を備え置いている場合は、この限りでない。

2 有害役務提供営業者は、従業者名簿の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、従業者名簿に必要な変更を加えなければならない。

3 有害役務提供営業者は、従業者名簿を、当該営業に従事する者が退職した日から3年間保存しなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	日々雇い入れられる者の年齢確認の徹底のため、必要な条文である。
	有効性	○	第27条の2の規定の実効性が確保されており、有効に機能している。
	効率性	○	特に青少年の健全育成を阻害する可能性の高い営業形態のみの最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害役務提供営業者に対する命令)

第27条の6 知事は、有害役務提供営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関し第27条の2から第27条の5までの規定に違反したときは、当該有害役務提供営業者に対し、当該行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、有害役務提供営業者が前項の命令に違反したときは、当該有害役務提供営業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	第27条の2から第27条の5までの規定の実効性を高めるため、必要な条文である。
	有効性	○	直近5年間で命令した事例はなく、有効に機能している。
	効率性	○	特に青少年の健全育成を阻害する可能性の高い営業形態のみの最低限の規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(質受け、買受け等の禁止)

第28条 何人も、次に掲げる行為を行つてはならない。

(1) 青少年の所持する物品を質に取り、若しくは買受け、又は当該物品の質入れ若しくは売却の委託を受けること。

(2) 青少年の所持する物品を商品券その他これに類するもので規則で定めるもの(以下この号において「商品券等」という。)と交換し、又は当該物品と商品券等との交換の委託を受けること。

2 前項の規定は、保護者が同行する場合、保護者が同意したと認めるに足りる相当の理由がある場合、青少年がこれらを業とし、又は業とする者に雇用されている場合及びその他真にやむを得ないと認められる場合においては適用しない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年の所持する物品を質受け、買受け等することは、青少年の不健全な行動の誘発、不健全な遊興等に消費する金銭等の入手経路となることから、現在も必要な条文である。
	有効性	○	件数は少ないが、検挙実績もあり有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(着用済み下着等の買受け等の禁止)

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

第29条 何人も、青少年から着用済み下着等(青少年が一度着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称した下着、だ液又はふん尿を含む。以下この条において同じ。)を買い受け、売却の委託を受け、又は着用済み下着等の売却の相手方を青少年に紹介してはならない。

2 何人も、青少年に対し、着用済み下着等を売却するように勧誘してはならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	実店舗での取引は減少しているが、ネット上で売却を勧誘する書き込み等が頻繁に行われており、現在も必要な条文である。
	有効性	○	検挙実績があり有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(入れ墨の禁止)

第30条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施してはならない。

2 何人も、青少年に対し、入れ墨をするように勧誘し、又は周旋してはならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	ファッション感覚でタトゥと称して入れ墨を行う者もいることから、現在も必要な条文である。
	有効性	○	件数は少ないが、検挙実績もあり有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(みだらな性行為、わいせつな行為の禁止)

第31条 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

3 第1項に規定する「みだらな性行為」とは、健全な常識を有する一般社会人からみて、結婚を前提としない単に欲望を満たすためにのみ行う性交をいい、同項に規定する「わいせつな行為」とは、いたずらに性欲を刺激し、又は興奮させ、かつ、健全な常識を有する一般社会人に対し、性的しゅう恥けん悪の情をおこさせる行為をいう。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	本条による違反者は後を絶たず、現在も必要な条文である。
	有効性	○	条例の検挙数が最も多く、また地方自治法の上限の罰則を設けており有効に機能している一方で、今に通じる条文となっているか否かは、5年ごとの条例見直しなど機会を捉えて常に検討していく必要がある。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第31条の2 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。第53条第4項第13号において同じ。)の提供を求めてはならない。

	項目	評価	内容
評	必要性	○	いわゆる「自画撮り被害」の危険から青少年を保護するために、現在も必要な条文である。
	有効性	○	検挙実績もあり、有効に機能している。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

価	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(場所の提供等の禁止)

第32条 何人も、情を知つて、次に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋してはならない。  
 (1) 第29条第1項に規定する行為  
 (2) 第31条第1項に規定する行為

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	本条規定にかかる行為は、青少年に与える影響が大きく、これらの行為を助長する行為を規制する他法令がないことから、現在でも必要な条文である。
	有効性	○	件数は少ないが、検挙実績もあり有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(性風俗関連特殊営業等に係る勧誘行為の禁止)

第33条 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。  
 (1) 性風俗関連特殊営業(風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)において客に接する業務に従事するように勧誘すること。  
 (2) 風営法第2条第1項第1号に規定する営業の客となるように勧誘すること。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年を性風俗関連特殊営業に従事させ、又は青少年を接待飲食店に客として立ち入らせることは風営法で禁じられているが、実効性を高めるため現在も必要な条文である。
	有効性	○	違反者は出ておらず、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(有害薬品類等の販売等の禁止)

第34条 何人も、催眠、めいいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等で規則で定めるものを、不健全な目的に使用するおそれがあることを知つて、青少年に販売し、頒布し、又は贈与してはならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	新たな有害薬品類等の乱用にも即応できるよう規則も備え、現在も必要な条文である。
	有効性	○	違反者は出ておらず、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(青少年のインターネットの利用に係る保護者等の努力義務)

第35条 保護者は、インターネットと接続する機能を有する機器が多様化している状況を認識し、青少年がインターネットを利用するに当たっては、青少年有害情報(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。)第2条第3項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を青少年が閲覧(視聴を含む。以下同じ。)をすることがないように努めるとともに、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得することができるよう努めなければならない。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

2 インターネットを利用することができる端末装置(以下この項において「端末装置」という。)を青少年に利用させるために設置する施設として規則で定めるものを経営する者は、端末装置を青少年の利用に供するに当たっては、青少年有害情報フィルタリングサービス(青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧を防止するよう努めなければならない。

3 県は、前2項の規定に係る取組に資するため、保護者又は前項に規定する者に対して、必要な情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年のスマートフォンの所有率は増加しており、インターネットを介して有害情報にアクセスし、又は有害な情報を介して犯罪被害に遭う危険性から青少年を保護するためにも、必要な条文である。
	有効性	○	インターネットカフェにおけるフィルタリング等の措置は70%後半の水準にあるが、携帯電話(スマートフォン含む)・PHSのフィルタリングを設定している割合が50%台で止まっていることから、引き続き保護者の理解を促す啓発に努める必要がある。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(役務提供契約の締結等)

第36条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書に規定する申出を受けて役務提供契約(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する役務提供契約をいう。以下同じ。)を締結する場合には、次条第1項の書面(電磁的記録を含む。第39条及び第40条第1項第3号を除き、以下同じ。)の提出を受け、当該役務提供契約が終了する日又は当該役務提供契約に係る青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、保護者から、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書に規定する申出を受けて特定携帯電話端末等(同条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を販売する場合には、次条第2項の書面の提出を受け、当該特定携帯電話端末等を販売した日から起算して1年が経過する日までの間、当該書面又はその写しを保存しなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年のスマートフォンの所有率は増加しており、フィルタリングサービスの必要性が益々高まる中、保護者から提出された書面を保管することによって、安易にフィルタリングサービスを解除することを防ぐために必要な条文である。
	有効性	○	法体系と運用順に対して規定の順番が合致していないが、現時点で合致させるためだけの条例改正は要しない。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(役務提供契約締結時等の申出に関する書面の提出)

第37条 保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、青少年が業務又は日常生活において青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことがやむを得ない理由として規則で定めるもの、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供者に提出しなければならない。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行う旨、当該保護者の氏名その他規則で定める事項を記載した書面を、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出しなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年のスマートフォンの所有率は増加しており、フィルタリングサービスの必要性が益々高まる中、保護者から書面を提出させることによって、安易にフィルタリングサービスを解除することを防ぐために必要な条文である。
	有効性	○	法体系と運用順に対して規定の順番が合致していないが、現時点で合致させるためだけの条例改正は要しない。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(青少年の発達段階に応じた機能の活用)

第38条 保護者は、青少年が携帯電話端末等を利用するに当たっては、青少年の発達段階に応じ、インターネットによる情報の閲覧をすることができる時間を制限する機能その他のインターネットの利用を制限し、又は監督する機能を活用するよう努めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	フィルタリングサービスでは対応できない生活習慣の乱れとなる長時間利用等への配慮も重要であり、現在も必要な条文である。
	有効性	○	フィルタリングでは対応できない部分について保護者に対して理解を促しているが、より有効に機能させるため、引き続き保護者への啓発に努める必要がある。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務)

第39条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年を相手方とし、又は青少年を携帯電話端末等(青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ。)の使用者とする役務提供契約(当該契約の内容を変更する契約にあつては、青少年有害情報フィルタリングサービスを新たに利用し、若しくは青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しないことを内容とするもの又は当該契約の相手方若しくは当該契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。次条第1項第3号において同じ。)の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、保護者又は青少年に対し、書面により、次に掲げる事項を説明しなければならない。

- (1) 青少年インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項
- (2) 前条に規定するインターネットの利用を制限し、又は監督する機能のうち、青少年の発達段階に応じて保護者又は青少年が活用することができる機能の内容
- (3) その他規則で定める事項

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	契約時に保護者等に事業者がフィルタリングやインターネットの利用の制限・監督機能について説明し、インターネットを介して有害情報にアクセスし、又は有害な情報を介して犯罪被害に遭う危険性から青少年を保護するためにも、必要な条文である。
	有効性	○	法体系と運用順に対して規定の順番が合致していないが、現時点で合致させるためだけの条例改正は要しない。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等への勧告等)

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

第40条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、必要な措置を勧告することができる。

(1) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が、第36条第1項の規定に違反して、第37条第1項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない役務提供契約を締結したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。

(2) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第36条第2項の規定に違反して、第37条第2項の書面の提出を受けずに青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じていない特定携帯電話端末等を販売したとき、又は同項の書面若しくはその写しを保存していないとき。

(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、前条の規定に違反して、同条の規定による書面による説明を行わずに青少年を相手方とし、又は携帯電話端末等の使用者とする役務提供契約を締結し、又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしたとき

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称、当該勧告の内容その他の規則で定める事項を公表することができる。

3 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	条例の実効性を確保するため、必要な条文である。
	有効性	○	勧告に至る悪質な例はなく、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(関係事業者への協力依頼)

第41条 県は、青少年が携帯電話端末等からインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をすることを防止し、又は青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等その他の関係事業者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用に関する情報の提供、保護者又は青少年に対する啓発その他必要な協力を求めることができる。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	条例の実効性を確保するため、必要な条文である。
	有効性	○	令和元年に関係事業者と「青少年インターネット利用検討委員会」を立ち上げるなど、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(関係者等との協力体制の整備)

第42条 県は、保護者、事業者、青少年指導員若しくはこれらの者の組織する民間の団体その他の関係団体又は市町村、学校その他の関係機関(以下「関係者等」という。)と連携し、及び協力して、青少年を取り巻く社会環境の整備の促進その他青少年の健全な育成に関する取組を行うために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	県は、各種関係団体・関係機関で構成される「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」を運営し、連携・協力を行っており、現在でも必要な条文である。
	有効性	○	「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」主催で、県民大会や街頭キャンペーンを実施するなど、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(青少年指導員等)

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

第43条 知事は、市町村長又は市町村の教育委員会が推薦する者を、青少年指導員として委嘱することができる。

2 青少年指導員及び青少年関係団体の構成員であつて規則で定める者(以下「青少年指導員等」という。)は、他の関係者等と連携し、及び協力して、地域における活動への青少年の参加の促進その他の青少年の健全な育成に資する取組を行うものとする。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	地域の間人関係が希薄化する中、青少年指導員等の重要性は高まっており、現在も必要な条文である。
	有効性	○	県内で5,000名以上の青少年指導員が活動しており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(青少年関係団体等への協力依頼)

第44条 知事は、この条例の規定に係る調査等を実施するため必要があると認めるときは、県民、青少年関係団体及び市町村に協力を求めることができる。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	規制対象となる営業所の取組状況等を広く関係者の協力により把握し、条例の実効性を高めており、現在も必要な条文である。
	有効性	○	毎年、地域と連携し、規制対象となる営業所の条例施行状況を把握することにより条例の遵守率は高まっており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(調査等の要請)

第45条 青少年指導員等又は前条の規定により協力を求められた青少年関係団体の構成員は、この条例に違反しているおそれがある営業が行われている営業所又は青少年の健全な育成を著しく阻害するものと認められる営業が行われている営業所を発見したときは、知事又は警察署長に対し、当該営業所に対する調査、指導その他の適切な措置を講ずるよう要請することができる。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	前条の調査等については、知事から一方通行の依頼であるが、この規定により双方向の関係を構築するものであり、必要な条文である。
	有効性	○	要請の実績はないが、青少年関係団体等が実施する社会環境実態調査結果の報告を受けて、問題の営業所には、県が立入調査を実施していることから、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(青少年の非行等の未然防止等に係る保護者の努力義務)

第46条 保護者は、青少年の非行及び不良行為(以下「非行等」という。)を未然に防止するよう努めるとともに、その健全な育成に困難な事情が生じたときは、学校、警察署その他青少年の健全な育成に係る機関又は青少年指導員等に相談し、その助言を受けるよう努めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	非行防止には保護者の役割が重要であり、現在も必要な条文である。
	有効性	○	非行少年等の検挙・補導人数は減少しており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(保護者等の通知義務)

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

第47条 青少年が覚せい剤、麻薬、大麻及び凶器を所持し、若しくはこれを使用していると認められるとき、又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、若しくは吸入し、若しくはこれらの目的で所持したと認められるときは、保護者及び教育担当者は、速やかに児童委員、警察官その他の職員に通知し、その指示を受けなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	青少年が覚せい剤、麻薬、大麻、シンナー、凶器を所持又は使用していると思われるときに危害を未然に防ぐため、必要な条文である。
	有効性	○	有効に機能しており、覚醒剤取締法改正により表現「覚醒剤」に変更されたが、現時点で、整合させる条例改正は要しない。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(青少年の保護)

第48条 児童委員、警察官その他の職員は、この条例の規定に抵触する青少年を発見した場合及び前条により通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該青少年を保護することができる。

2 前項の場合において、児童委員、警察官その他の職員は、前条により通知を受けた場合のほかは、速やかに当該青少年の保護者に対してこれを通知し、又は当該青少年の引取りを求めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	非行少年や犯罪被害者青少年について、早期発見、早期対応を図るために必要な条文である。
	有効性	○	非行少年等の検挙・補導人数は減少しており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(青少年の立ち直り支援の促進)

第49条 県は、非行等のある青少年が立ち直り、健全な生活を営むことができるようにするための取組を促進するため、当該取組を行う関係者等に対し、必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	非行少年等の検挙・補導人数は減少しているものの、毎年みられることから、現在も必要な条文である。
	有効性	○	非行少年等の検挙・補導人数は減少しており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

神奈川県児童福祉審議会への諮問等

第50条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県児童福祉審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、第1号又は第5号(有害役務提供営業者が第27条の2第1項又は第2項の規定に違反した場合に限る。)に掲げる場合で緊急を要すると認められるときは、この限りでない。

- (1) 第9条第1項、第10条第1項及び第15条第1項の規定により指定しようとするとき、第17条第3項の規定により有害図書類若しくは有害がん具類の除去その他の必要な措置を命じようとするとき又は第20条第1項の規定により広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じようとするとき。
- (2) 第13条第1項の規定により指定し、又は同条第5項の規定により指定を解除しようとするとき。
- (3) 第17条第4項の規定により自動販売機等の撤去その他の必要な措置を命じようとするとき。
- (4) 第27条第1項の規定により指定し、又は同条第6項の規定により指定を解除しようとするとき。
- (5) 第27条の6第1項の規定により第27条の2から第27条の5までの規定に違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を命じようとするとき。

(6) 第27条の6第2項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じようとするとき。

2 知事は、この条例の規定により規則を定めようとするときは、審議会の意見を聴くことができる。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

3 知事は、第1項ただし書の規定により指定したとき、有害図書類若しくは有害がん具類の除去その他の必要な措置を命じたとき、広告物の内容の変更、撤去その他の必要な措置を命じたとき又は第27条の2第1項若しくは第2項の規定に違反する行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を命じたときは、速やかにその旨を審議会に報告しなければならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	条例の規制は、表現の自由や営業の自由などの憲法の保障する基本的人権に関わるものであり、慎重・公正を期すために必要な条文である。
	有効性	○	直近5年間に有害図書類の個別指定も撤去命令もなかったが、事案発生の際には有効に機能する条例である。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(立入調査)

第51条 知事の指定した者及び警察官は、この条例実施のため必要があると認めるときは、興行場その他の営業所内に立ち入り、調査を行い、関係人から資料の提供を求め、又は関係人に対して質問することができる。

2 前項の手続は、必要の最少限度において行うべきであつて、関係人の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。

3 知事の指定した者及び警察官が第1項の調査を行う場合は、その身分を示す証票を関係人に呈示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	条例の実効性を確保するためには、必要な条文である。
	有効性	○	R2年度は246件の立入調査を行い、61件の指導を実施しており、有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	全ての事項を条例で定めると、内容が分かりづらくなること、臨機応変な事務の執行をすること等から必要な条文である。
	有効性	○	規則を定め有効に機能している。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(罰則)

第53条 第31条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条の6第2項の規定による命令に違反した者

(2) 第30条第1項又は第2項の規定に違反した者

(3) 第31条第2項の規定に違反した者

(4) 第32条第2号の規定に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第4項の規定に違反した者

(2) 第27条の2第1項又は第2項第1号若しくは第2号の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第4項の規定に違反した者

(2) 第10条第4項の規定に違反した者

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

- (3) 第11条第3項の規定による命令に違反した者
  - (4) 第15条第4項の規定に違反した者
  - (5) 第17条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (6) 第20条第1項の規定による命令に違反した者
  - (7) 第21条第3項の規定による命令に違反した者
  - (8) 第22条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (9) 第24条第2項の規定に違反した者
  - (10) 第26条第1項の規定に違反した者
  - (11) 第27条の3第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (12) 第29条第1項又は第2項の規定に違反した者
  - (13) 第31条の2の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの
    - ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
    - イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
  - (14) 第32条第1号の規定に違反した者
  - (15) 第33条の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等により図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んだ者
  - (2) 第16条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (3) 第23条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして利用カードの販売を営んだ者
  - (4) 第23条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (5) 第28条第1項の規定に違反した者
  - (6) 第34条の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第5項の規定に違反した者
  - (2) 第16条第5項又は第6項の規定に違反した者
  - (3) 第26条第2項の規定に違反した者
  - (4) 第27条第5項の規定に違反した者
  - (5) 第27条の5第1項に規定する従業者名簿を調製せず、備え置かず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
  - (6) 第27条の5第2項又は第3項の規定に違反した者
  - (7) 第51条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による資料の提供をせず、若しくは虚偽の資料の提供をし、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 7 第9条第4項、第10条第4項、第15条第4項、第22条第1項、第26条第1項、第27条第4項、第27条の2第1項若しくは第2項第1号若しくは第2号、第27条の3第1項若しくは第2項、第28条第1項、第29条、第30条、第31条第1項若しくは第2項、第33条又は第34条に規定する行為をした者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前各項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	条例の実効性を確保するためには、必要な条文である。
	有効性	○	毎年100件超の検挙実績があり、有効に機能している。
	効率性	○	みだらな性行為、わいせつな行為については、地方自治法上条例で規定できる最高の罰則となっており、その他の罰則についても、他県の状況や条例内での違反の度合いに応じて適切な規制となっており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年/主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。

(両罰規定)

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

	項目	評価	内容
評価	必要性	○	条例の実効性を確保するためには、必要な条文である。
	有効性	○	営業の従事者は原則として営業者の営業方針に従うものであることから、営業者に条例遵守を促すためには、有効な条文である。

【資料4(参考)】青少年保護育成条例全条項別見直し状況(R3. 10時点)

評価	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。
(適用除外)			
第55条 この条例に違反した者が、青少年であるときは、この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。			
評価	項目	評価	内容
	必要性	○	本条例の目的から、青少年に対しては罰則ではなく、保護・矯正・善導をもってあたることを明らかにするために必要な条文である。
	有効性	○	本条例の目的が、青少年を取り巻く社会環境の健全化であることが明確化され、有効に機能している条文である。
	効率性	○	現在の体制で条例が十分に執行されており、効率的に機能している。
	基本方針適合性	○	(かながわグランドデザイン)プロジェクト13子ども・青少年／主要施策V教育・子育て4健全育成を支える地域社会づくり530青少年が健全に育つ環境の整備
	適法性	○	本条は憲法や法令に抵触していない。